

令和5年（2023年）12月公表分

【業務上のミス等：15件】

書類等の誤交付・誤送付・誤送信	1件
書類等の誤記載	3件
誤払い・誤振込	7件
誤請求・誤徴収	1件
処理の誤り	3件

（1）書類等の誤交付・誤送付・誤送信

	概要	担当
1	（概要） 熊本公共職業安定所へ雇用保険受給資格調査のための照会文書を送付する際、住所の記載を誤ったため個人宅へ照会文書が送付されたもの （原因） 確認不足、処理手順の不徹底 （対策） 調査を行う関係機関の宛先宛名をシステムへマスタ登録することで、個別入力による誤送付を防止します。	東区役所保護課 電話 096-367-9129

（2）書類等の誤記載

	概要	担当
1	（概要） 市政だより11月号の公民館主催講座開催日の誤記載 （原因） 確認不足、処理手順の不徹底 （対策） 記事作成後の確認については、実施伺い及び実施計画書と照らし合わせて確実にを行うことを徹底します。	北部まちづくりセンター 電話 096-245-0046
2	（概要） 小学校へ配布した新入学児童名簿の保護者名の誤記載 （原因） 確認不足 （対策） システム切り替え時の設定確認を確実に行うとともに、作成後の名簿についても誤りがないか複数の観点から確認することで、誤記載を防止します。	教育委員会事務局 指導課 電話 096-328-2716
3	（概要） 工事設計書の積算規格の誤記載による入札中止 （原因） 確認不足 （対策） 主担当、副担当、主査によるチェック体制及び役割を明確にし、特に注意が必要な箇所やミスが生じた案件に関する情報共有を行います。	上下水道局水運用課 電話 096-381-7070

（3）誤払い・誤振込

	概要	担当
1	振込不能により再振込となった高額介護サービス費の誤支給 （概要） ＜対象者 13名 過大支給額 265,578円＞ ※令和5年（2023年）7月～8月支給分 （原因） 確認不足 （対策） 再振込時には、支給額のみ記載された元データを使用するとともに、決裁過程における確認を徹底します。	介護保険課 電話 096-328-2347

2	(概要) 障がい者グループホーム入居者の市外転居時における地域区分変更漏れによる保護費の誤支給 <対象者 1世帯 過大支給額 46,584円> ※令和5年(2023年)3月～11月分 (原因) 確認不足 (対策) 市外転居後の初回決裁時には新居住地及び新入所先のシステム登録画面のコピーを必ず添付することとし、決裁過程においても地域区分の変更について確認することで誤支給を防止します。	東区役所保護課 電話 096-367-9129
3	(概要) 就労収入認定削除漏れに伴う保護費の誤支給 <対象者 1世帯 過少支給額 40,800円> ※令和5年(2023年)4月～6月分 (原因) 確認不足、処理手順の不備 (対策) 概算認定を含めた「就労収入認定状況一覧」を作成し、変更が必要な個所を色付けする等可視化したうえで担当者及び査察指導員が共有管理することで、処理漏れが無いよう徹底します。	西区役所保護課 電話 096-329-6839
4	(概要) 教育扶助の認定漏れによる保護費の誤支給 <対象者 1世帯 過少支給額 24,400円> ※令和5年(2023年)4月～7月分 (原因) 処理手順の不徹底、確認不足 (対策) 学校情報のシステム入力方法について課内に再周知するとともに、支給時の決裁過程における書類の確認を徹底します。	南区役所保護課 電話 096-357-4134
5	(概要) 保護開始前の就労収入認定漏れによる保護費の誤支給 <対象者 1世帯 過大支給額 151,140円> ※令和5年(2023年)6月分 (原因) 処理の進捗確認不足 (対策) 保護開始時に判明している収入については援助方針及び指示事項一覧への記載を徹底し、進捗状況を確認します。	南区役所保護課 電話 096-357-4134
6	(概要) 住宅費変更処理漏れによる保護費の誤支給 <対象者 1世帯 過少支給額 30,000円> ※令和5年(2023年)5月～7月分 (原因) 認識不足、確認不足 (対策) 新任ケースワーカー研修や職場指導員による指導、マニュアルの活用等により新任者育成を図るとともに、決裁過程における書類の確認を徹底します。	北区役所保護課 電話 096-272-6910
7	(概要) 学校給食費の還付処理誤りによる二重払い <対象者 1件 誤払い額 4,970円> (原因) 確認不足 (対策) 請求書と入力データ読み合わせ後の最終データについて、データ検索等の方法により還付対象者の重複がないよう確認を徹底します。	教育委員会事務局 健康教育課 電話 096-328-2728

(4) 誤請求・誤徴収

	概要	担当
1	(概要) 4ヶ月の市有地貸付契約に対し、1年間の貸付金額で契約を締結し、貸付料を徴収したもの <対象者 1件 過大徴収額 295,686円> (原因) 確認不足 (対策) 1年未満の貸付契約を締結する際は、契約締結伺い中に年額を併記することとし、貸付期間に応じた貸付料となっているか年額とも対照することで誤徴収を防止します。	資産マネジメント課 電話 096-328-2845

(5) 処理の誤り

	概要	担当
1	(概要) くまもと緑の道2023インスタキャンペーン当選者に対して、他の当選者の個人情報が含まれたメールを送信 ＜対象件数 4件＞ (原因) 処理手順の不備、確認不足 (対策) メール送信時に確認すべきことを記載したチェックリストを作成・周知し、送信時の確認を徹底します。	みどり政策課 電話 096-328-2523
2	(概要) 無農薬栽培で耕作されていた農地をしばらく耕作されていないと誤判断し、農地の適正管理に関する依頼文を農地所有者に送付したもの (原因) 認識不足、確認不足 (対策) 農地の現地確認後は、農業委員への耕作状況の聴取を行うなど、耕作状況を正確に確認後に通知発送を行います。	農業委員会事務局 富合・城南分室 電話 0964-28-3211
3	(概要) 予算の次年度繰越使用が承認されていない状態で年度をまたぐ期間の工事変更請負契約を締結したもの (原因) 認識不足、処理手順の不徹底 (対策) 年度をまたぐ工期の場合には、設計書作成時の入力シートにおいて自動で予算措置の注意喚起メッセージが表示されるよう修正するとともに、起工伺いの決裁ルートに予算担当者を入れることで確認を徹底します。	教育委員会事務局 学校施設課 電話 096-328-2709